

提供日 2025/04/01  
タイトル 災害時の支援等に関する協定を3団体と締結します  
担当 健康福祉部 医療局医療政策課  
連絡先 医療政策課医務班  
地域医療課看護師確保班  
TEL 医務班：054-221-2417  
看護師確保班：054-221-2407



## 1 概要

静岡県は、公益社団法人静岡県鍼灸師会及び公益社団法人静岡県柔道整復師会と災害救護活動に関してそれぞれ協定を締結しました。災害時に県の協力要請に応じて、鍼灸師、柔道整復師等の人材を避難所等に派遣し支援活動を行います。また、公益社団法人静岡県看護協会と災害支援ナースの派遣調整等に係る協定を締結しました。

## 2 協定の概要

### (1) 公益社団法人静岡県鍼灸師会

協定名	災害時におけるはり師及びきゅう師の救護活動に関する協定
締結日	令和7年4月1日
活動内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・避難所等における被災者へのはり・きゅうの施術</li><li>・避難所等における被災者に対する体調の自己管理及び疾病予防等に関する指導</li><li>・その他県が必要と認める活動</li></ul>

### (2) 公益社団法人静岡県柔道整復師会

協定名	災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定
締結日	令和7年4月1日
活動内容	(柔道整復師法に規定された業務に限る) <ul style="list-style-type: none"><li>・傷病者に対する応急救護</li><li>・避難所等における被災者の体調の自己管理及び疾病予防等に関する指導</li><li>・その他県が必要と認める活動</li></ul>

### (3) 公益社団法人静岡県看護協会

協定名	静岡県における災害支援ナースの派遣調整に関する協定
締結日	令和7年4月1日
活動内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害支援ナースの派遣調整に係る体制整備</li><li>・災害支援ナースの県内外の派遣調整の実施</li><li>・県外からの災害支援ナースの受入に係る調整</li></ul>
備考	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害支援ナースとは、被災地等に派遣され、地域住民の健康維持・確保に必要な看護を提供する等の看護支援活動を行う看護職員であり、厚生労働省が実施する災害支援ナース養成研修を修了し、厚生労働省に登録された者である。県と災害支援ナースが所属する施設との間で締結した災害支援ナースの派遣に関する協定に基づき、派遣される。</li><li>・災害支援ナース養成研修修了者数：294名</li><li>・災害支援ナースの派遣に関する協定締結病院数：57病院</li></ul>

※ 健康福祉部では、令和7年3月31日現在、43団体・40病院と災害協定を締結している。